



# 鳥取県公報

平成 18 年 11 月 14 日(火)  
号外第 1 6 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (87) (景観まちづくり課) . . . . . 3

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県建築基準法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

尿尿を終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合における当該尿尿の適正な処理を図るため、建築物の建築等に関する確認申請の際に添付する書類について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 建築物の新築等をする際に尿尿浄化槽を設置する場合は、確認申請書に尿尿浄化槽に関する調書を添付しなければならないものとするとともに、当該調書の様式を定める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成18年12月1日とする。

# 規 則

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第87号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（確認申請書の添付書類）</p> <p>第2条 法第6条第1項の確認の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p><u>（5） 法第31条第2項の規定により尿尿浄化槽を設置するときは、様式第2号による調書</u></p> <p>2 略</p> <p>（氏名等の変更の届出）</p> <p>第3条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた者は、当該確認に係る工事が完了するまでの間に、その氏名若しくは住所又は設計者、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所に変更があったときは、<u>様式第3号</u>による届書を建築主事に提出しなければならない。</p> <p>（道路の位置の指定の変更等）</p> <p>第9条 法第42条第1項第5号の道路の位置の指定の変更又は取消しを受けようとする者は、省令第9条及び前条の規定の例により申請書を<u>総合事務所長</u>（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第</p>	<p>（確認申請書の添付書類）</p> <p>第2条 法第6条第1項の確認の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 略</p> <p>（氏名等の変更の届出）</p> <p>第3条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた者は、当該確認に係る工事が完了するまでの間に、その氏名若しくは住所又は設計者、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所に変更があったときは、<u>様式第2号</u>による届書を建築主事に提出しなければならない。</p> <p>（道路の位置の指定の変更等）</p> <p>第9条 法第42条第1項第5号の道路の位置の指定の変更又は取消しを受けようとする者は、省令第9条及び前条の規定の例により申請書を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p>

32号) 第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所の長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 総合事務所長は、前項の申請に基づいて道路の位置の指定の変更又は取消しをしたときは、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

(許可等の申請)

第13条 省令第10条の4第1項若しくは第4項又は第10条の4の2第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) その他総合事務所長が必要と認める書類

2及び3 略

(申請書等の提出先)

第14条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定による知事又は総合事務所長に対する申請、通知、届出又は報告は、別表第2の左欄に掲げる建築物又は工作物の敷地の所在地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める機関に提出してしなければならない。

様式第2号(第2条関係)

浄化槽設置調書(新規・変更)	
年 月 日	
建築主の住所	
氏 名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
1 設置場所 の地名地番	
2 種類	① 建築基準法に基づく型式適合認定浄化槽 名称 認定番号
	② 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 名称 認定番号
	③ その他
3 処理の対	① 屎尿のみ

2 知事は、前項の申請に基づいて道路の位置の指定の変更又は取消しをしたときは、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

(許可等の申請)

第13条 省令第10条の4第1項若しくは第4項又は第10条の4の2第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) その他知事が必要と認める書類

2及び3 略

(申請書等の提出先)

第14条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定による知事に対する申請、通知、届出又は報告は、別表第2の左欄に掲げる建築物又は工作物の敷地の所在地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める機関に提出してしなければならない。

象	② 尿尿及び雑排水		
4 当該浄化槽において処理する尿尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	(用途)       <u>延べ面積</u> m <sup>2</sup>		
5 処理対象人員及び算定根拠	(算定根拠)     <u>処理対象人員</u> 人		
6 処理能力	ア 日平均汚水量		m <sup>3</sup> /日
	イ 生物化学的酸素要求量の除去率		%
	ウ 放流水の生物化学的酸素要求量		mg/l
7 放流先又は放流方法	① 側溝          ② 河川 ③ 湖沼          ④ 海域 ⑤ 地下浸透 ⑥ その他 (                      )		
8 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称       登録番号    登・届 第          号		
9 着工予定年月日	年 月 日	10 使用開始予定年月日	年 月 日
11 付近の見取図	別紙のとおり		
12 その他特記すべき事項			

特定行政庁及び指定確認検査機関記入欄

確認番号	確認年月日	

注1 2欄、3欄及び7欄は、該当するものを○で囲むこと。  
2 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示する

こと。

3 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が  
当面異なる場合にその使用予定人員を記入  
すること。

様式第3号 略

様式第4号 削除

様式第5号 (第8条関係)

道路位置指定申請書	
職 氏名 様	
建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路 の位置の指定を申請します。	
年 月 日	
申請者	住所 氏名 (印)
略	

備考 略

様式第7号 (第13条関係)

建築許可申請書	
職 氏名 様	
鳥取県建築基準法施行条例第3条ただし書の規 定による許可を申請します。	
年 月 日	
申請者	氏名 (印)
略	

備考 略

様式第8号 (第13条関係)

認定申請書	
職 氏名 様	
鳥取県建築基準法施行条例第 条第 項 (ただし書)の規定による認定を申請します。	

様式第2号 略

様式第3号及び様式第4号 削除

様式第5号 (第8条関係)

道路位置指定申請書	
鳥取県知事 様	
建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路 の位置の指定を申請します。	
年 月 日	
申請者	住所 氏名 (印)
略	

備考 略

様式第7号 (第13条関係)

建築許可申請書	
鳥取県知事 様	
鳥取県建築基準条例第3条ただし書の規定によ る許可を申請します。	
年 月 日	
申請者	氏名 (印)
略	

備考 略

様式第8号 (第13条関係)

認定申請書	
鳥取県知事 様	
鳥取県建築基準条例第 条第 項 (ただし 書)の規定による認定を申請します。	

年 月 日	年 月 日
申請者 氏名 ⑩	申請者 氏名 ⑩
略	略
備考 略	備考 略

附 則

この規則は、平成18年12月1日から施行する。